

青森県報

第九十四号

令和元年
十二月九日
(月曜日)

目次

規則

○青森空港条例施行規則の一部を改正する規則……………(港湾空港課) ……一

告示

○生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………(健康福祉課) ……一

○生活保護法による医療機関の指定……………(同) ……二

○生活保護法による指定医療機関の休止の届出……………(同) ……二

○生活保護法による指定医療機関の指定の辞退……………(同) ……二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止の届出……………(同) ……二

○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定……………(同) ……三

○喀痰吸引等業務の登録……………(高齢福祉課) ……三

○特定行為業務の登録……………(同) ……三

○道路の供用の開始……………(道路課) ……三

○特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………(民生生活課) ……四

規則

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十一号

青森空港条例施行規則の一部を改正する規則

青森空港条例施行規則(昭和三十九年十月青森県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二項の表第二号中「地点」の下に「(大韓国内の地点を除く。)」を加え、同表に次のように加える。

| | | |
|--------------------------------------|--------------------------|------|
| 三 空港と本邦外の地点(大韓国内の地点に限る。) | 令和元年十二月十一日から令和二年三月三十一日まで | 六分の一 |
| (路線を定めて一定の日時により航行する航空機で知事が定めるものに限る。) | | |

附則

この規則は、令和元年十二月十一日から施行する。

告示

青森県告示第四百八十四号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----|---------------|---------|
| 名 称 | 所 在 地 | 年 月 日 止 |
| | 青森県知事 三 村 申 吾 | |

| | | |
|---|---|----------------------------------|
| たけだ歯科医院 フアイン調剤薬局 ハート調剤薬局中央通り店 有限会社リープハート調剤 薬局安原店 ハート調剤薬局松森町店 | 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三六一 の二 弘前市大字鷹匠町一八の六 弘前市大字上鞆師町四 弘前市大字安原三丁目七の一〇 弘前市大字松森町四八 | 令和 元・九・三〇 〃 〃 〃 〃 |
|---|---|----------------------------------|

青森県告示第四百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|--------------|-------------------------|-------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
| 西十一番クリニック | 十和田市西十一番町四〇の三八 | 令和 元・二・一 |
| たけだ歯科医院 | 北津軽郡板柳町大字板柳字土井三六一 の二 | 元・一〇・一 |
| ハート調剤薬局中央通り店 | 弘前市大字上鞆師町四 | 〃 |
| ハート調剤薬局松森町店 | 弘前市大字松森町四八 | 〃 |
| ハート調剤薬局安原店 | 弘前市大字安原三丁目七の一〇 | 〃 |

青森県告示第四百八十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から休止した旨の届出があったので、同法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------|-------------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 休 止 日 |
| えび医院 | 南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐二の一 | 令和 元・一〇・三 |

青森県告示第四百八十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三第三号の規定により告示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|------------|---------------|--------------|
| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 辞 退 日 |
| あかね歯科クリニック | 弘前市大字城西四丁目七の八 | 令和 元・一〇・一 |

青森県告示第四百八十八号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があったので、例による生活保護法第五十五条の三第二号の規定により告示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 年 月 日 止 |
|-----------------------|----------------|--------------|
| ファイイン調剤薬局 | 弘前市大字鷹匠町一八の六 | 令和 元・九・三〇 |
| ハート調剤薬局中央通り店 | 弘前市大字上鞆師町四 | 〃 |
| 有限会社リープハート調剤 薬局安原店 | 弘前市大字安原三丁目七の一〇 | 〃 |
| ハート調剤薬局松森町店 | 弘前市大字松森町四八 | 〃 |

青森県告示第四百八十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号。以下「例による生活保護法」という。）第四十九条の規定により、医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 名 称 | 所 在 地 | 指 定 日 |
|--------------|----------------|-------------|
| ハート調剤薬局中央通り店 | 弘前市大字上鞆師町四 | 令和 元・〇・一 |
| ハート調剤薬局松森町店 | 弘前市大字松森町四八 | 〃 |
| ハート調剤薬局安原店 | 弘前市大字安原三丁目七の一〇 | 〃 |

青森県告示第四百九十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり喀痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 番 号 | 登 録 日 録 | 氏 名 又 は 称 | 住 所 | 事 業 所 名 称 | 住 所 地 | 業 務 開 始 日 | 備 考 |
|------------|--------------|---------------------|----------------------------------|--------------------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 〇二五〇 三〇 | 令和 元・二・二五 | 社会福祉 法人内潟 療護園 | 北津軽郡 泊町大 字深郷 〇甘木 〇の二 | 特別養護 老人ホ ムきり ん館 | 北津軽郡 泊町大 字田茂 九三三 三宮一 | 令和 元・二・二五 | 介護老人 福祉施設 |

青森県告示第四百九十一号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）附則第二十条第一項の規定により、次のとおり特定行為業務の登録をしたので、同条第二項において準用する同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| 番 号 | 登 録 日 録 | 氏 名 又 は 称 | 住 所 | 事 業 所 名 称 | 住 所 地 | 業 務 開 始 日 | 備 考 |
|------------|--------------|---------------------|----------------------------------|--------------------------|----------------------------------|--------------|--------------|
| 〇二〇〇 二七 | 令和 元・二・二五 | 社会福祉 法人内潟 療護園 | 北津軽郡 泊町大 字深郷 〇甘木 〇の二 | 特別養護 老人ホ ムきり ん館 | 北津軽郡 泊町大 字田茂 九三三 三宮一 | 令和 元・二・二五 | 介護老人 福祉施設 |

青森県告示第四百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年一月八日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------|--|---------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
| 県道弘前岳釜ヶ沢線 | 弘前市大字代官町八五の一から 弘前市大字代官町八二の一まで 弘前市大字代官町七三の一から 弘前市大字代官町四八の八まで | 令和元・三・九 |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

令和元年十二月九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

令和元年十一月二十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人よつば

三 代表者の氏名

蛭沢 久志

四 主たる事務所の所在地

上北郡東北町字塔ノ沢山八六の四

五 定款に記載された目的

この法人は、障害を持つ人々に対して、就労継続支援事業等の障害福祉サービス事業を行い、住み慣れた地域において、自立した社会生活を営むための支援に努

め、もって地域福祉全体の向上に寄与することを目的とする。

（発行所・発行人）
青森市長島一丁目一番一号
青森県

（印刷所・販売人）
青森市第二問屋町三丁目一番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円七十三銭